

営業時間短縮要請に係る質疑応答集

8月7日現在

1 対象となる要件等について

| | |
|---|--|
| 問1 まん延防止等重点措置の措置区域はどこか。 | 以下の市町です。 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町 |
| 問2 具体的には何日の何時から何時までが営業時間の短縮要請となるのか。 | 令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時までの期間、各日午後8時から翌日午前5時について営業を休止して頂くよう要請しています。 （8月31日（火）は、24時までが要請期間です。） |
| 問3 本社は措置区域外だが、店舗が措置区域内にある場合、要請の対象となるか。 | 対象区域内に「店舗」があれば対象となります。 |
| 問4 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗の営業時間を短縮する必要があるのか。 | 措置区域内にある全ての店舗の営業時間の短縮要請に協力をお願いします。 店舗A（飲食店）が要請対象、店舗Bが要請対象外の業種である場合、営業時間の短縮は店舗Aのみで構いません。 |
| 問5 午後8時から翌日午前5時までの営業休止中にスタッフが作業を行ってもよいか。 | 問題ありません。 |

2 飲食店等への要請に係るQA

| | |
|--|--|
| <p>問1 「営業時間の短縮要請」の対象施設となる「飲食店等」とはどのようなものか。</p> | <p>食品衛生法第55条に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を受け、日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する、令和3年8月6日時点で営業の実態がある店舗を言います。また、飲食店営業許可を受けている遊興施設及び結婚式場も対象になり、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様です。</p> <p>ただし、以下の店舗は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イートインコーナーを持つコンビニエンスストア、スーパーマーケット ・ 持ち帰り専門店、デリバリー専門店、キッチンカー、露店 ・ 漫画喫茶、ネットカフェ ・ 宿泊施設での食堂（宿泊者のみに飲食を提供する場合） <p>なお、その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も「飲食店」に該当します。</p> |
| <p>問2 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を確認したところ、法第55条ではなく、法第52条に基づくものであった。要請の対象となるのか。</p> | <p>改正食品衛生法が令和3年6月から施行されており、もともと食品衛生法第52条に基づいていた「飲食店営業許可」が、第55条に基づくものになっております。読み替えた上で、業種や業態を確認し、要請の対象となるかご判断ください。</p> |
| <p>問3 飲食店及び飲食に関連する施設への要請の内容は。</p> | <p>宅配、テイクアウトを除き、営業時間を午後8時までに短縮をしていただくことと、終日酒類の提供を終日行わないこと（利用者による酒類の持込を含む）です。</p> |
| <p>問4 カラオケは終日自粛する必要があるか。</p> | <p>飲食を主として営業している店舗（昼営業のスナックやカラオケ喫茶等を想定）及び結婚式場において、カラオケ設備を提供している場合には、利用の自粛をお願いします。</p> <p>※カラオケボックスは要請対象外です。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>問5 飲食業の許可を有するカラオケボックスは時短要請の対象か。 対象となった場合、昼間であればカラオケ設備は使用して良いか。</p> | <p>飲食店等に含まれ、対象となります。 午前5時から午後8時までのカラオケ設備の使用は、差し支えありません。 酒類は終日提供しないようお願いいたします。</p> |
| <p>問6 要請対象の飲食店とあわせ、それ以外の店舗を同一建物内で経営している場合、飲食店のみ営業時間の短縮を行えばよいか。</p> | <p>同一建物内で経営している店舗であっても、店舗毎に業種・業態・店舗の規模等を確認して、時短要請の対象に該当していないか、判断する必要があります。</p> |
| <p>問7 時短営業の要請は何に基づくものか。</p> | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき要請をしています。</p> |
| <p>問8 ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は、要請対象か。</p> | <p>宿泊客のみに飲食を提供する食堂は、要請の対象外です。</p> |
| <p>問9 ホテルを営んでいたが、感染症の影響により宿泊客が減少したため、現在はホテルのレストランにおいて来客に対して飲食を提供する事業を主としている。飲食店に対する要請の対象になるか。</p> | <p>現状において、主として営む事業が、宿泊業ではなく飲食業となっている場合は、飲食店に対する要請の対象になります。</p> |
| <p>問10 テイクアウトに缶ビールを付けて良いか。</p> | <p>問題ありません。</p> |

3 大規模集客施設等に係るQA

| | |
|--|---|
| <p>問1 要請対象となる「大規模施設のテナント」とは。</p> | <p>要請に応じている、延床面積1,000㎡超の大規模施設の区画を、賃借または分譲を受けて自己名義で出店し、事業を営む店舗であることに加え、要請の対象となる大規模施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮をせざるを得なかった店舗です。</p> |
| <p>問2 床面積1,000㎡ほどの範囲までを算定するのか</p> | <p>建築物の延床面積の合計になります。</p> |
| <p>問3 2つの体育館を使って営業(いずれも単独では1,000㎡以下)しており、建物が通路でつながっている状態。この場合、1,000㎡を超える一体の施設として時短要請の対象となるか。</p> | <p>建物そのものがつながっており、一体と認められる場合は、要請の対象となります。</p> |
| <p>問4 ホテルは要請対象か。</p> | <p>イベント関連施設として分類されるので、集会の用に供する部分が1,000㎡を超える場合は、対象となります。 客室、事務室、廊下等は、集会の用に供する場所には含まれません。</p> |
| <p>問5 ホテル等の付帯施設である入浴施設は、スーパー銭湯と同様に要請の対象となるか</p> | <p>ホテル等の付帯施設のうち、物価統制令の制限を受けない「その他の公衆浴場」に分類されるものであれば、要請の対象となります。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>問6 ボウリング場は要請の対象となるか</p> | <p>ボウリング場は「イベント関連施設」に該当し、建物の床面積が1,000 m²を超える場合は午後8時までの営業時間の営業時間短縮の要請対象となります。</p> |
| <p>問7 貸し音楽スタジオは貸し会議場と同じ扱いか</p> | <p>貸し会議室同様に集会・展示施設の扱いとなり、1,000 m²を超える場合は午後8時（イベントで使用する場合は午後9時）までの時短営業の要請対象となります。</p> |
| <p>問8 百貨店で、食料品を売るテナントも含めると1,000 m²を超えるが、要請対象となるか。</p> | <p>施設が要請施設かどうかの判断は、生活必需品売場も含んだ面積で行うため、問いの百貨店は要請対象となります。 ただし、生活必需品については時短要請の対象外なので、百貨店内の生活必需品のテナントが営業することは差し支えありません。</p> |
| <p>問9 床面積1,000 m²を超えるスーパーやホームセンター等はどうのような取り扱いか。</p> | <p>食料品や医薬品等の生活必需物資の小売部分とそれ以外の小売部分が一体不可分である場合は、要請の対象外です。</p> |
| <p>問10 飲食業の許可を持たない結婚式場は、営業時間短縮要請の対象か</p> | <p>1,000 m²を超える施設の場合には、大規模集客施設等への要請の対象となります。</p> |